

第一十三回 帝國議會 刑法改正案委員會議錄(速記)第二回

明治四十年二月二十三日午後一時五十分開議
會議出席委員左ノ如シ

磯部 四郎君

中西 六三郎君

阿部 德三郎君

遠山 正和君

松本孫右衛門君

北村 左吉君

向坂 弘君

望月 長夫君

國井 車君

井上 要君

大淵 龍太郎君

大戸 復三郎君

關 信之介君

加瀬 神藤

出席國務大臣左ノ如シ

司法大臣 松田 正久君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

刑法改正案

司法省民刑局長 平沼駿一郎君

司法省參事官 谷野 格君

○委員長(磯部四郎君) 刑法改正案ニ入ッテ、是ヨリ議事ヲ開キマス、今日ハ一ツ

諸君ニ御諮詢シタイノハ、此六十二人デ一々ヤツテ行クカ、ソレトモ特別ノ委員ヲモ設

ケテ、サウシテ其方テ詳細ニ調査シテ委員ノ總牀ヘ諮シテ、ドウスルカト云フコトニ付イテ、

一つ御協議ヲイタシタ伊考ヘマス、何カ御意見ガアルナラバ……

○森田卓爾君 私ハ是ハドウモ、トテモ皆アリテ質問モシ、各條審議スル譯ニハ參リマ

スマイト思ヒマス、デ此際九名ノ審査委員ヲ此委員中ヨリ選シテ、サウシテ是ニ大體ノ審

査ヲ委子テ、サウシテ其審査報告ヲ待ツテ委員總會ヲ開イテ熟議ヲ遂ゲタイト思ヒマス、

差當リ此際ハ九名ノ審査委員ヲ、委員中ヨリ委員長ノ指名ヲ以テ御定メラバ

○恆松隆慶君 森田君ニ賛成致シマス兎ニ角此大部ノモノヲ、多數ノ委員デ一々ヤ

ルト云フノハ、ナカニ容易ナコトデハゴザイマセヌ、議事ヲ進行スルニ於テモ御便利ト

思ヒマスカラ、唯今ノ御説ノ通ニ願ヒマス

ガ、質問ダケハ全員ニ於テヤルト云フコトニシテ、ソレカラ更ニ審査ヲ託スル小委員ヲ定

メルガ適當デハアルマイカト思ヒマス、必ズシモ反対ハ致シマセヌケレドモ、ヤハリ小委員

會ノ報告ヲ得タ後ニ、質問が起り又修正動議が起ルコトナレバ、折角ノ便宜方法モ無

駄ニナリハセヌカト思ヒマス

○後藤文一郎君 私ハ花井君ノ說ニ贊成致シマス、大体ノ質問ダケハヤハリ會デ致シ

タ方が便利グラウト思ヒマス

○委員長(磯部四郎君) 質問ハサウ澤山ハアリマスマイ

○關直彦君 九名デハ少ナ過ギハシナイカト思ヒマスカラ、十五名位デハドウデスカ

○入江武一郎君 九名說が出テ居リマスガ、唯今關君カラ十五名說が出タノデ、私

ハ實ハ十八名位ガ宜イト思ヒマスケレドモ、十五名說が出マシタカラ此說ニ贊成致シマス

○花井卓藏君 特別委員說ニハ贊成シマスノデ、御採決ニナッテモ宜イガ、質問ダケハ

幾之輔君 卓爾君 真平君 純次君 龍藏君 谷澤 濱田 石田 仁太郎君 大熊 三之助君 武一郎君 入江 望月 向坂 長夫君 國井 井上 大淵

藤之丞君 邑馬君 卓藏君 才一君 藤澤 森田 角田 大烟 谷澤 濱田 武八郎君 國松君 龍藏君 谷井 牧野 花井 神藤

○委員長(磯部四郎君) ソレハ花井君ノ御意見通リヤツタ方が却テ便利グラウト思ヒマス

○森田卓爾君 私ノ意見モ其通アリマス、質問ハ大體此席ニ於テヤル、委員ヲ設ケルダケヲ決シテ置イテ戴イテ、質問ハドンク御遣リニナツタ方が宜イト思ヒマス

○阿部德二郎君 私ハ關君ノ十五名說ニ贊成シマス

○花井卓藏君 私ハ十五名ナラバ、イソシ十八名ガ宜イグラウト思ヒマス

○委員長(磯部四郎君) ドウデスカ、ヤカマシク言ハズニ十八名ト云フコトニ御同意下サイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(磯部四郎君) 十八名ノ特別委員ノ指名ハ委員長ニ御一任下スシテ宣シウゴザイマスカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○委員長(磯部四郎君) ソレテハ其委員ノ氏名ハアトカラ御通知致シマセウ、サウシテ大體ノ質問ト云ツタトコロデ、皆サンガ黒人連中ハカリノ寄合ダカラ、今日直様大體

ノ質問ヲナサツタラ如何デアリマスカ

(「ソレニハ及バナイ、分ダテ居ル」ト呼フ者アリ)

○阿部德二郎君 私ハ質問ヲスル上ニ於テ、便利デアラウト思ヒマスカラ、一通リ政

府委員ヨリ大體ノ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス

(「ソレニハ及バナイ、分ダテ居ル」ト呼フ者アリ)

○委員長(磯部四郎君) ソレデハ別段御異論ガゴザイマセヌケレバ、今日ハ是デ散會致シマス、サウシテ更ニ明後日カラズンヽヤリマスカラ、ドウカ其御積リテ願ヒマス

明治四十年二月二十四日印刷

明治四十年二月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局